

パブリックコメントでの意見・質問に関する事項

NO1

意見交換会での意見・質問	回答・対応
<p>これまで「協働によるまちづくり」と言ってきたが、条文の中に「協働」という言葉がないのはなぜか。</p> <p>前文で「町民憲章の理念を大切にするとあるが、町民憲章の中にある「鉦」の部分は、将来的にどういう見通しがあってこのままなのか。どのような議論がなされたのか。</p> <p>「自治体運営の基本ルール型」を選び、「まちづくり実現型」を選ばなかったとのことだが、それにより下川町の持ち味がボケてしまっていないかという気がする。「まちづくり」という精神性が入っていれば筋が通る気がするが、「自治体運営の基本ルール型」だと、どこの町でも当てはまるような気がする。地方分権の時代を迎え各市町村が検討した結果、どこもがそこに行き着くテーマではないのか。下川町の歴史を表す場合、「まちづくり」という一句が入らないと、特徴が薄れるのではと思うがいかがか。</p>	<p>「協働」や「まちづくり」については、これまで「総合計画」や「地域自律プラン」で、それぞれ具体的な意味を込めて使用しております。その言葉を否定し使わないものではありません。</p> <p>ただ、非常に広義な意味を持ち時代背景の影響を受けやすい言葉であり、意味が変化しやすいと考え、あえて自治基本条例では使用しないものとなりました。</p> <p>町民憲章については、昭和41年に議会の議決を経てつくられたものであります。自治基本条例においても、その理念を尊重していくことがよいと考えました。さらに</p> <p>下川町の歴史的な背景において「鉦」は忘れてはならない重要な存在。「鉦」の資源は枯渇したのではなく、まだ埋蔵されている。(今は具体的活用には至らないが)資源を活用していく考え方は大切。歴史的背景と将来の可能性このようなことから、現在の町民憲章をそのまま尊重いたしました。</p> <p>この条例には、町民の意見反映や行政の説明責任など様々な仕組みの基本が書かれています。そのような仕組みがしっかりすることで、下川町独自の施策や町政運営につながり、町民との行政に対する信頼も生まれと考えます。</p>

意見交換会での意見・質問	回答・対応
<p>住民に権利だけを認めて責任や義務を放棄するという基本条例はいかがか。近い将来に絶対それを書かなければならない項目だと思う。自律という下川のまちづくりは、住民に義務と責務を持ってもらうことが前提だと理解している。権利だけ認めて義務も責任も勘弁しますというのは、道が外れていると思う。住民は様々な意見を持っているが、住民は決してバカでもないし、下川町のためにまとまることができるという自信がある。そういう前提でやっていただければ、大きな責務を負わせなくても、ささやかでも住民が自覚するようなものがあるのもいいのではないのか。</p> <p>説明の中でルール型とまちづくり実現型は相違がないとのことだったが、実現型の基本精神を精神の柱として産業について1項目入れるなど検討してほしい。</p> <p>町民憲章に環境や自然が書かれている。前文にも「歴史・文化・伝統の継承」とある。伝統と文化とは、今の生活そのもの。町長が常日頃から森林のまち、環境のまちと言われている。我々は名寄川の最上流に生活し、その恩恵を受けている。自然を享受し、自然とともに歩んできた。森林や環境は川がバロメーター。下流に名寄の住民がいる。きれいな川を下流に流す、みんなのために尽くすという精神。環境はこれから先も永遠の課題だと思う。そういう下川でしかできない文言は入っていいのではないのか。森林や環境という表現を。下流に住む隣人にも川や町をきれいにして、下流の人に提供したり、全体に提供するということはとても意義のあるものだと思う。文化、伝統を先人から受け継いだ大変大切な精神だと思う。そういう身近で素朴な精神があってもいいのではないのかと感じている。</p>	<p>町民に責務を課すことよりも、町民が町政に参加しようとするときの仕組みがどうなっているのか、それを明確にすることにより行政への信頼も高まり、町民の協力も生まれるものと考えます。町民のみなさんに責務を課す前に、町民のみなさんの自主性の喚起が、町政運営の基本であると考えます。</p> <p>自治基本条例に従って仕組みを整えることは、町民の町政に対する参加への誘因となり得ると考えてます。</p> <p>町民のみなさん自らの行動、或いは町政に積極的に参画していただくことはたいへん重要と考えますが、それを強要することはいかがかと考え、第32条でより良い地域社会の実現に向け、できる範囲の行動を町民の役割と位置づけたものであります。</p> <p>下川町は名寄川の最上流に住む責任として、きれいな水をつくり、森林を守り・育ててまいりました。</p> <p>自然、環境、産業については「町民憲章の理念」にも描かれていると考えます。</p> <p>また、自治基本条例の前文において「持続可能な地域社会の実現」と表現しており、ここには自然環境、社会環境、経済環境の三つの環境のバランスを保つことを重要視した考え方を盛り込んでいます。</p> <p>前文にすべて具体的な事項を可能な限り盛り込むことも検討しましたが、短い中に色々な気持ちや考えを込め表現いたしました。</p>

意見交換会での意見・質問	回答・対応
<p>当たり前のことを当たり前にするという考え方でこの条例を作るということだが、今のご時世、当たり前が当たり前にならない時代になってきた。そういう中で基本条例を作ることは賛成だが、果たして作ってこのとおりに実現できるのか。基本条例だから非常に重たい。今までのように、事なかれ、前例踏襲でやっていると済まないと思う。そのためには、町長の強力なリーダーシップの下に、高度な知識を持った議会議員、町民の理解と協力、職員のやる気がなければ絵に描いた餅になる。制定するのはいいが、実現するとなるとハードルが高い条例になる。その辺をしっかりと踏まえながら今後議論して条例化しなければならない。</p> <p>第8条「町民参加の推進」～様々な分野で参加の機会を設けるとあるが、埼玉県のあるところでは、予算査定を審議会に委ねてやっているというケースがある。それにより相当の経費が削減されたと聞いたが、そのような考え方は議論したのか。</p> <p>第35条「職員の責務」～「政策能力の向上に努めます」とあるが、もう一言、どのようにして向上に努めるのかを入れた方がより具体的ではないのか。第18条にも「職員の能力向上」とあるが、やはり職員によるところが大きいので、具体的な文言を入れた方がいい。例えば「知識と専門性を高め政策能力の向上に努めます」とした方がより具体的になると思う。</p>	<p>地方分権が進展する中であって「自己決定・自己責任」がさらに求められます。この条例を実践していこうとすると町民のみなさんが、より町政に参加する機会が増えてまいりますし、行政や議会においても町民主権の考え方を基本に町政運営が進められることとなります。</p> <p>この条例は、制定することが目的でなく、これからの町政運営を行う上で、町民・議会・行政がそれぞれが内容を理解をして、それぞれの取り組みの中で、どのように運用し、活用していくことが、たいへん重要と考えます。</p> <p>予算査定を審議会に委ねる方法については、現在、考えておりませんが、行政評価などによりまして、第8条、第9条の考え方に従い、仕組みをしっかりと構築し、可能な限り町民意見を予算編成に反映していきます。</p> <p>職員の政策能力の向上のためには研修体制の充実が必要と考えます。</p> <p>さらに、例えば「知識と専門性を高め」など具体的に追加してはとのご意見ですが、それ以外にも、情報分析や対話能力、創造の力を高めることなど様々な能力開発が必要であり、時勢によりその必要性も変化するものと考え条例で具体的には表現していません。</p> <p>このため今後は、下川町人材育成基本方針並びに研修計画の中で、具体的に表現します。</p>

意見交換会での意見・質問	回答・対応
<p>第21条「議会の役割と責務」～第3項は当たり前のことを言っているのだが、現状を見てみると、議会の議論状況が町民に伝わってこない。毎回一般質問を傍聴しているが、質問者はせいぜい2、3人。そういう状況の中で、議員のみなさんは政策をしっかり検討しているのか気になる。少なくとも半数以上の方が一般質問をしながら政策提言をして、まちづくりを実現していくことが求められる。高度な知識、経験がないと議員は務まらないと思う。</p>	<p>議会の考え方として、昨年、町長が単独を表明してからすぐに特別委員会を設置し2年近く経つ。特別委員会として、議会の活性化のために4つの柱を作り、小委員会を設置し、座長を置いてきめ細やかに課題を解決しようと取り組んでいる。昨年3月に政務調査の条例を制定し、執行率は74%でもう少し数字を上げたかったが、初めての試みであり戸惑いもあった。議会としてではなく、議員の政務調査の立場で研修を広域でやろうという提案を下川町からして、デマンド交通に取り組んでいく。</p> <p>こういうようなことを一つひとつ立案し、政策提言の形で議案の中に盛り込めるようにやっていきたいと考えている。6月の定例会からは、先ほど指摘があった一般質問について、一括質疑方式と一問一答方式を選択制で取り入れようと既に議会だよりでも報告している。新しい取り組みを一つずつやっていきたい。</p> <p>議員定数については、町民の声もあるので減数について発表しているが、9月までには数字を決めていきたい。4つ柱は、たくさんの政策があるので、優先順位を決めて取り組んでいきたい。自治基本条例については、6月の定例会で町長から提案があると思うが、そこで受け止めて、会期中に結審できるかどうか分からないが、できない場合は継続審査になる。既に町民会議の会長とは代表同士の意見交換をさせていただいている。当然、提案されたわけではないので審議はしていないが、私から申し上げたのは、自治そのものは、元々は住民の意思決定、自己責任のもとに運営をしていくということであるので、そこに重点を置いて論議していきたい。個人の意見として理解していただきたいのは、自治基本条例というのは、色々な条例を体系化、総合化していくということと、町が提案している9つの章に類型化していくということと、そして体系化、類型化したものの指針をこの中で作っていき、現状の個別条例を少しずつ作り上げていくということであるので、そういうことを念頭に置きながら審議をしていきたい</p>

意見交換会での意見・質問	回答・対応
<p>「町民」とは、住民票の登録している者を考えていると思うが、外国人登録者の人もいる。第31条では、国内外を問わずとある。住民登録をせず住んでいる人もいるが、そういう人たちはどうするのか。</p> <p>職員が辞令をもって公区に派遣されているが、そこの関連的位置付けが必要ではないのかと思うがどうか。</p> <p>栗山町で町議会の独自の条例を作るということで、政務調査費で活動した内容を町民に発表するとか、研究内容を年に1回くらいは発表して、まちづくりを町民に理解してもらうことなどの内容が新聞に出ていた。議会も町民に情報公開をして、活動が理解されるような努力が必要。</p> <p>第4条で最高規範と位置付けするということが、他の条例の制定はいいが、改廃はずっと生きるという意味ではないと思う。この条例ができる、全て手続き的に改廃をすると思うが、条文としてずっと残るとするのはどうなのかなと思う。</p>	<p>この条例での「町民」という位置付けは、第2条の定義の中で、住民基本台帳法に基づく登録に限りません。(住所があるなしではなく実際に住んでいる方を対象にします。)外国人登録をされている方、子供から大人まで、町内に住む人すべて町民と考えます。</p> <p>地域担当職員制度は、地域力を高めていくための重要施策です。しかしながら、これは施策であり、時代の流れと共に移り変わりが考えられます。従って、地域担当職員制を具体的に条例の中で表現するのではなく、第28条の地域内の連携、協力の中にその考え方を盛り込んでいます。</p> <p>栗山町議会の関係だが、定例会ごとに報告をやってきて、今回制度化した。当議会としては、議会単独の条例を作るというよりは、町と一体となって条例の中に入れていこうということで、ただ、運用をしっかりとやっていきたいと考えている。</p> <p>昨年、公区長と議員会と意見交換会を開催したが、これからも特別委員会が派遣調査という形で実施できるので、議長を除く11名で報告会や町民との接点を設けていくことができると考えているので、意見交換に呼んでいただければありがたい。</p> <p>既存の条例などについて、この条例に照らし合わせて、合わないものについては、改正をしたり廃止したりしていこうとする基本的な考え方です。</p> <p>条例などは、情勢や課題等にあわせ常に点検も必要であり、そういう意味で、制定、改廃は常に伴うものと考えます。</p>

意見交換会での意見・質問	回答・対応
<p>第15条で法令解釈についてうたっているが、ここは行政に関する法令ではないのかと思うが、民法や刑法も解釈するのか。行政に関する法令の場合は、何か別の表現はないのか。</p> <p>第17条で、「戦略的な政策課題」とはどういうものか。分権の時代になり、地方の独自性を出すために戦略的な計画を練らなければならないのか、下川町が抱える重要な課題とどういう関係があるのか。縦割り行政とよく言われるが、横断的な検討組織は、戦略的なものだけを検討するのか。</p> <p>条例の制定に関しては、町民の意見を聞いて町民会議を設け検討されているが、改正、廃止の条項がないが、どういう考え方なのか。改正の手続きが明文化されていない。</p> <p>6月に議会に提案されるとのことだが、すぐに決めないで十分審議して、その経過を町民にお知らせした方が理解が高まるのではないのか。行政を離れてこういうものが配布されても、読みたくないし、理解もできない。多くの町民は尚更そうではないのか。時間を掛けて審議し、内部の議論を町民に報告すべき。職員に話を聞いてみると、どんな内容か知らないという人もいる。こんな条例を作らないと、当たり前のことを当たり前にはやれないというのは、ある意味情けないが、時代の流れとして良しとする。</p> <p>町民会議も職員も議会も一生懸命やっているが、一般の町民は関心を持って集まらないというのは、心にピンとこなかったり、難しかったり、色々なことがある。自律の町として基本的な条例を作るのだから、もう少し関心を持ってもらいたいが、そこがなかなか難しい。</p>	<p>各法令につきましては、その時々施策を展開していく段階で色々な関係がでてまいります。</p> <p>幅広い法令の解釈を必要とする場合にも、この条例の趣旨に照らし合わせて判断しようとするものです。</p> <p>第17条1項で常に効率的で機動的な執行体制の整備を表現しています。当然その中には、横断的な体制の整備も考えられます。さらにこれからの政策課題には戦術と戦略が必要であり、特定項目に絞り政策課題を調査・研究するという意味で第2項を特化させています。</p> <p>ここでの横断的な組織は、町の内部プロジェクトを指しています。</p> <p>条例改正については、時勢に合わせ改正も必要となると考えますが、他の条例の改正と同じ手続きで行いますので特に条項は設けていません。</p> <p>第8条、第9条の町民参加の手続等は当然必要と考えます。</p> <p>詳しくは議運で決まるが、付託されて会期三日間では基本的に無理。もし、継続審査になった時は、調査権を発行して、町民や有識者から参考意見を聞く場合もある。</p> <p>このような状況を打破するためにも、この条例が必要であると考えます。「町政に関心を高めてもらい、町民の参加を」それが町政運営の基本となることを実感できる。そのような形に結びついていくことを強く願っての条例であります。</p>

意見交換会での意見・質問	回答・対応
<p data-bbox="235 312 1070 384">当たり前のこと書かれているが、他にはない下川だけの特徴的なものはあるか。</p> <p data-bbox="235 528 887 560">自治基本条例に制定に伴い既存条例の改正等はいくつあるか。</p> <p data-bbox="235 703 1070 815">町民投票条例が盛り込まれたこと、その結果を尊重することが盛り込まれたことは素晴らしい。 下川町の最高規範としての条例として生きてくると思う。</p>	<p data-bbox="1099 312 2065 424">条文の中にオリジナルな内容を盛り込むことよりも、これらの仕組みを整備することにより、下川独自の施策が展開や町政運営がなされることが条例制定の趣旨と考えます。</p> <p data-bbox="1099 528 2065 600">既存条例等の改正については、今後の検討課題となり、具体的な数は把握できておりません。</p>

書面等での意見・質問	回答・対応
<p>第29条ですが、今後のまちづくりの手法の一つとして広域連合、広域連携があり、「広域」を含めた表現が必要と考える。 町民にも理解されやすいのでないか</p> <p>第8条ですが、将来を担う高校生とか子ども達を重要視することから、子ども達にそれなりの考えを聞く、考えさせる機会をつくることが大切。 その表現を追加しても良いのではと考える。</p> <p>住民に身近でたいへん重要な条例ですので難しい語句をもう少しかみくだいても良いのでないかと思う。</p> <p>意見交換会では「町」を「マチ」と呼んでいましたが、昭和24年に町政施行時、「シモカワマチ」ではなく「シモカワチョウ」と表現した。 よって「マチ」ではなく「チョウ」と呼ぶほうが良いと考えますがいかがか。</p>	<p>ご意見のとおり、行政の効率化を求めた広域的な取り組みが今後求められます。</p> <p>現在、一部事務組合、全部事務組合、広域連合が制度上認められています。さらに、地方自治の変革期を迎え広域連携、自治体連携、連合自治体制度などと呼ばれるものが検討されております。</p> <p>連携協力を図る上で様々な枠組や制度利用の方法が必要と考え、ここでは「広域・・・」と言った表現ではなく他の市町村という表現にしています。</p> <p>この条例で「町民」は、第2条の中で位置付けしており、外国人登録をされている方、子供から大人まで、町内に住む人のすべてを対象とし、第7条で参加の権利を保障しています。従って第8条、第9条の参加に関りを持つこととなります。</p> <p>ご意見のとおり、事案により子ども達の考え方を聞く機会を設けることは、たいへん重要であり、条例の運用の中での措置が必要と考えます。</p> <p>できる限り親しみやすい表現を心がけ、さらに結びの表現も「です」「ます」調を使用しました。</p> <p>条例である限り表現が限定される部分もありますが、難しい表現などには、解説書で説明しています。</p> <p>この条例で「町」(マチ)で表現されるものは、町長をはじめとする行政機関のことを示すと定義の中で定めています。</p> <p>前文で「下川町」とありますが、これは「シモカワチョウ」と呼び、人口約4,000人、面積644.2平方キロメートルを有する町全体を示すこととしています。</p>

アドバイザー意見	回答・対応
<p data-bbox="210 272 920 344">第3条の2号、3号、6号になぜ「議会」を加えないのか。 議会の条文内容を見ると加えるべきと考える。</p> <p data-bbox="210 488 472 515">第10条町民投票関係 「議会の議決を経て町民投票を実施することができます。」とあるが、実施しない場合もあるのか。「実施します。」ではないか。 また、10条と11条の関連が「実施方法」「実施の請求」「条例の発議」関係がはっきりしない。</p> <p data-bbox="210 748 479 775">第12条総合計画関係 「具体化する計画」の見直しを行うと最高計画の位置づけが失われることになるため、計画にないものはやらない(緊急性のあるものは除き)ことが必要ではないか。</p> <p data-bbox="188 963 1081 1035">この条例以外で定める場合「別に定める」「別に条例で定める」の2とおり表現されている。統一させるべき。</p> <p data-bbox="210 1094 427 1121">第9章役割と責務 「町長」「職員」には盛り込まれている「この条例の理念を守り」的な表現を町民の役割と議員の責務にも必要ではないか。</p>	